### 第3号様式(第6条第1項関係)

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議	• 報告部課					
, , , , , ,	777 - 777 - 777					

平成30年11月5日

会議結果報告書(行政経営戦略会議)

1 日時及び場所

平成30年11月5日(月)午前9時30分~ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

保険年金課 武藤課長、金井主査

健康課 佐藤課長、竹内主査

3 件名

国民健康保険特定健診及び後期高齢者健診の個別健診の導入について

- 4 会議結果
  - □ 案のとおり決定する。
  - 一部修正の上、決定する。
  - □ 継続して検討する。
  - □ 案を否決する。
  - □ 報告を了承する。
- 5 会議内容
- ・個別健診の自己負担額及び集団健診を無料にしている根拠は。
- ⇒個別健診は集団健診より契約単価が高いため、差額のおよそ半分を自己負担額として 設定した。集団健診は、受診率向上のために無料化した経緯があることに加え、第2 期データヘルス計画で無料と位置付けている。なお、受益者負担のあり方を踏まえ、 データヘルス計画の中間評価の際など、見直しの時期に自己負担について見直しを検 討する。
- ・契約単価について、市ごとにばらつきがあるが医療機関は承知しているのか。
- ⇒アンケート調査や会議の場での説明等で概ねの了承は得ている。
- ・個別健診の導入により、どのような効果があるのか。分析はしているか。
- ⇒急激に受診率が変化するとは考えていない。具体的な数値での分析はないが、受診結果から保健指導につなげ早期発見による医療費の削減に結びつくものと期待している。
- 集団健診と個別健診の受診割合をどのように想定しているか。
- ⇒初年度のため、集団健診が9割、個別健診が1割程度と見込んでいる。個別健診が定着 している市では、約3割が集団健診から個別健診に移行していると聞いており、導入 後、個別健診の割合が増加すると思われる。
- ・契約時期については、周知期間を十分に確保するため早めに調整を行うこと。
- ⇒契約時期について、再度調整する。

### 【結論】

・スケジュールの契約時期について一部修正し、平成31年度からの実施及び自己負担額の設定については案のとおり決定とする。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

# 付議書(行政経営戦略会議)

## 部課名 健康子ども部 保険年金課・健康課

件 名	国民健康保険特定健診及び後期高齢者健診の個別健診の導入について						
現状∙課題	現在、白井市では、特定健診及び後期高齢者健診を集団健診の形で実施している。県内でも個別健診未実施は白井市を含め、5市のみとなっており、対象者のニーズとしては、個別健診の導入が望まれている。第2期データヘルス計画(平成30年度~35年度)において、「特定健診の受診について、更なる利便性の向上のため、かかりつけの医療機関等で特定健診を受診できるよう、個別健診の導入について検討を行います。」としている。この計画に基づき検討を行った結果、特定健診及び後期高齢者健診に個別健診を加えて実施することとしたい。						
付議事案	国民健康保険被保険者や後期高齢者が、かかりつけの医療機関等で特定健診等を受けられるよう受診環境を整え、受診率の向上を目指すとともに、自らが自立した健康管理ができるよう、特定健診の個別健診を導入する。						
	1 実施時期 平成31年度~(開始は平成31年7月)2 委託先 市内医療機関のうち、実施が可能な医療機関3 料金設定 8,812円(基本健診1件当たりの単価)対応 4 自己負担額 特定健診 1,000円、後期高齢者健診 無料方策 5 集団健診の自己負担額 無料						
論点(決定 を要する事 項)	<ul><li>・平成31年度からの実施の可否について</li><li>・自己負担額設定の可否について(非課税世帯への軽減の可否含む)</li></ul>						
部内会議や 関係課等と の調整結果 (主な意見・ 懸案事項)	《部内会議での主な意見》 ・平成31年度からの実施について了承。 ・自己負担額設定についての考え方について整理する。						
	H30.12月 医療機関と調整 H31.6月 各医療機関と契約 H31.7月 個別健診開始						
スケジュール	項目 有無 方法(時期) 項目 有無 方法(時期)						
	<b>条例規則</b> 有 規則改正(H31.3月) <b>報道発表</b> 無						
	議会説明     無     広報・HP等     有     広報・HP(H31.5月)						
	市民参加 無						
	付議書公表 ■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 ( まで) まで) <b>関係法会等</b> 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律						
参考情報	関係法令等 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 関係課 保険年金課、健康課						
シウヨサ以	事業費 37,082 千円 (うち特定財源 17,272 千円)						
	114 () 214/2/40/4						

### 個別健診導入の概要

項目	特定健診		後期高齢者健診		備考	
	個別	集団	個別	集団	Una 1.3	
担当課	保険年金課		健康課			
対象者数(H29)	10,887人		2, 124人		問診票の発送数	
実績 (集団健診・ H29)	4, 553人		1,681人		平成29年度の集団健診実績	
開始時期	平成31年7月	実施済	平成31年7月	実施済	個別のがん検診等の開始が7月からとなっていることや、集団健診の開始時期等を踏まえ、7月開始を予定。 ※問診票を集団健診と合わせて利用するため、7月以前の実施は難しい。	
委託先	市内医療機関	白井診療所 (平成30年度~ 33年度)	市内医療機関	白井診療所 (平成30年度~ 33年度)	受託意向アンケート結果から市内医療機関の約半数が実施を検 討している状況 ※22の医療機関へ3月にアンケート調査を実施したところ、そ のうちの11医療機関で受託が可能、3医療機関が検討中、8医 療機関で不可という回答。	
契約金額 1件当たり	8,812円	6, 063円	8,812円	5,877円	診療報酬点数から積算した、千葉県後期高齢者医療広域連合が 示している契約単価の基準額。 ※別紙2参照。	
自己負担額(案)	1,000円 ※非課税世帯等は申 請により無料(H29で 22%)。	無料 ※平成25年度から無 料化(平成24年度は 1,000円)	無料 (広域連合より、自 己負担を無料とする 指示あり)	無料 (当初から無料)	《自己負担額の算出根拠》 個別 8,812円-3,660円(交付金基準額2/3)=5,152円① 集団 6,063円-2,790円(交付金基準額2/3)=3,273円② 個別健診と集団健診の差額(①-②)1,879円 差額1,879円のうち、1,000円を自己負担とし、残りを市が負担する。	
予算	(歳入) 参考交付金算出根拠 ・個別:基準額5,490円の2/3 ・集団:基準額4,190円の2/3 ○H30 15,447,000円 ○H31 17,272,000円 〈歳出〉 ○H30 31,076,000円(4,840人) ○H31 34,830,000円 (集団4,550人、個別505人) ※5%の伸びを見込んだ場合、さらに2,252,000円程度増額となる。		《歳入》受託費用の算出根拠 ・委託費 医療機関への支払額の総額 ・事務費 被保険者一人当たり546円を上限 ○H30 12,502,260円 ○H31 16,769,792円 (歳出》 ○H30 12,502,260円 (1,890人) ○H31 16,769,792円 (2,220人) (集団1,900人、個別320人) ※個別開始することで5%の伸びを見込み 1,239,441円程度増額となる。		特定健診については、基準額が個別健診と集団健診に分けて設定されています。医療機関で実施する場合でも総合病院などは集団健診に該当する場合があり、基準額4,190円の2/3となる場合があります。 ※別紙3参照。 後期高齢者健診については、後期高齢者医療広域連合からの委託事業となります。医療機関への支払額のほか、事務費が歳入として入ります。	

# 4. 特定健診の実施内容

Tario No research Service end actification	
事業名	白井市国民健康保険特定健康診査
目的	主に内臓脂肪の蓄積に着目し、生活習慣病の発症や重症化の予防及び疾病の早期発 見・早期治療を目的とする。
<b>內容</b> (2)  (3)  (4)  (5)  (6)  (7)  (7)  (8)  (8)  (8)  (8)  (8)  (8	内臓脂肪の蓄積に着目した健康診査を実施
対象者	40~74 歳までの国保被保険者
実施期間	6月~10月
実施場所	保健福祉センター、西白井複合センター、冨士センター、桜台センター、公民センター
実施方法	外部委託による集団健診
自己負担金の 有無	受診しやすい体制を維持するため、自己負担金は無料。
周知方法	毎年度4月末日を基準日として対象者を抽出し、健診開始の1週間程度前までに、特定健診受診券兼問診票、健診実施通知等を送付します。 また、市のホームページや広報紙等により周知を行います。
受診率向上の取り組み	【データへルス計画に基づく未受診者対策】 特定健診の未受診者に対し、電話等により受診を促すことで、受診率の向上を図ります。 【人間ドック・JA 健診等、他健診受診者の健診結果の受領】 市人間ドック受検費用助成制度を利用した人から、その結果の写しを提出してもらうとともに、JA健診を受けた国保被保険者には、JA干葉厚生連を通じて、その健診結果の提供を依頼します。 また、国保被保険者が、事業主健診等他の健診(健診項目が特定健診の項目を全て含んでいる場合に限る。)を受診した場合、その健診結果を得ることにより、特定健診を実施したものとみなせることから、受診券兼問診票の配布時に被保険者に対し、健診データを提供してもらえるよう依頼します。 【個別健診導入の検討】 特定健診の受診について、更なる利便性の向上のため、かかりつけの医療機関等で特定健診を受診できるよう、個別健診の導入について検討を行います。
その他	①法改正や国及び県からの指導・助言を参考として、適切に事業を実施します。 ②データヘルス計画に基づく、特定健診未受診者受診勧奨事業により、得られた特定健 診への意見等を精査し、適宜必要な事項について、事業全体を見直し反映します。

- ○市町村における周知方法(市町村により異なる)
- ・広報紙、ホームページ等多種の広報ツールの活用
- イベント会場における啓発
- ・その他、市町村による有効的な方法

#### 5 個人情報保護

個人情報保護のもと、健康診査の記録等の取扱いについては、十分注意を払い適切な対応を行うものとすること。(市町村との契約書約款に明記)

(関係法令等)

千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第12号)

## 6 その他円滑な実施を確保するための事項

#### (1)契約について

千葉県後期高齢者医療広域連合財務規則第78条の規定により、市町村と契約の締結をする。また、「健康診査委託費の財源は、被保険者からの保険料等である」ことから、健康診査の実施計画作成にあたっては、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性を十分考慮するとともに、事業の実施については次の点を順守すること。

- (ア) 同等であれば、金額の安い方を選ぶこと。
- (イ)業務内容、経理の処理については、書類等で客観的に説明できること。 (契約期間は、契約の日から翌年3月31日までとする。)

#### ※市町村への委託協議等

市町村の健康診査の実施方式と契約内容及びその仕様の確認のため、年度当初に実施計画書を提出すること。

### (2) 事業費について

広域連合は、診療報酬点数を考慮して健康診査の基準額を定め、改定があった場合には、基準額の見直しを行うものとする。

また、事業者健診等他法令に基づき行われる健康診断は、重複する項目について、各法律に基づき、優先される事業において負担の調整を行うものとする。

(参考 Q&A1. ③他の法令に基づき行われる健康診断との関係について3

(平成19年厚生労働省)

#### 平成31年度契約単価(税込)の基準額(平成28年度診療報酬改定による)

基本項目 8,812円 (前回比54円)

追加項目 貧血検査 227円 (前回比 0円)

心電図 1,404円 (前回比 0円)

眼底検査 1,188円 (前回比 0円)

(再委託する場合) 5,011円 (前回比 0円)

血清クレアチニン検査 119円 (新規)

#### 平成31年度契約単価(税込)の基準額(消費税率10%以降)

基本項目 8,976円

追加項目 貧血検査 231円

心電図 1,430円

眼底検査 1,210円

(再委託する場合) 5,104円

血清クレアチニン検査 121円

参考:平成28・29年度契約単価(税込)の基準額(平成26年度診療報酬改定による)

基本項目 8,758円

追加項目 貧血検査 227円

心電図 1,404円

眼底検査 1,188円

(再委託する場合) 5,011円

追加項目については、次の $A\sim C$ の要件及び(ア)から(エ)の実施基準該当し、必要性を医師が個別に判断した者について、報告及び請求を行う。

A 実施方法 受診者に説明を行うこと

B報告義務 当該検査を実施した理由を報告

C 対象外者 a.最近の結果が明らかで、再度行う必要がないと判断される者

b.現に、高血圧、心臓病等の疾患により医療機関において管理されている者

### (ア) 貧血検査

貧血の既往歴を有する又は視診等で貧血が疑われる者

#### (イ) 心電図

当該年度の健康診査の結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者

#### (ウ) 眼底検査

当該年度の健康診査の結果等において、①血圧が以下のa、bのうちいずれかの基準又は②血糖

# 別紙3「国民健康保険特定健康診査・ 保健指導国庫負担金交付要綱」別表抜粋

1. 基準額		2. 対象経費	3. 補助率
〇特定健康診査		〇特定健康診査	1/3
次により算定した額の	O合計額·	特定健康診査の実施に	
実施方法別に次表の	基準単価に	必要な報酬、共済費、賃	
実施人員を乗じた額		金、報償費、旅費、需用	
	the system and the form	費(消耗品費、燃料費、	
実施方法 (注1)	基準単価 (注2)	印刷製本費、光熱水費、	
<集団健診>		修繕料)、役務費(通信運	
基本的な健診項目のみ	円	   搬費、手数料、保険料)、	
実施	4, 190 (5, 390)	委託料、使用料及び賃借	
基本的な健診項目と詳		料、負担金	
細な健診項目の実施	5, 080		
	(6, 530)		
<個別健診>			
基本的な健診項目のみ	ΗΪ	,	-
実施	5, 490		
	(7, 060)		
基本的な健診項目と詳			
細な健診項目の実施	6, 600		
	(8, 500)		3
※訪問による特定健康診査	 [の実施が必		
要な者に対し、医師及び			
派遣して行う形態につい	1		
診の実施とみなす。			

## 参考

# 基本的な健診項目のみ実施

	個別健診	集団検診
非課税	5,490	4,190
課税	7,060	5,390
差額	1,570	1,200

- (注1)「集団健診」・・・医療機関(健診センター等)、市町村保健センター、公民 館等の施設や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて(日時を指定し て健診のみを実施する場合を含む。)健診を行うもの。(個別健診に該当 しないもの。)
  - 「個別健診」・・・医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する 設備を共用して健診を行うもの。(受診者が診療を目的として来院して いる患者に混じって特定健康診査を受診する形態。)
- (注2) ( ) 内の金額は、当該年度において、国民健康保険の被保険者が市町村民税非課税世帯に属する者である場合の基準単価。 ただし、受診月が4月から7月までの場合にあっては、前年度の課税状況による。
  - 「市町村民税非課税世帯」とは、市町村が行う国民健康保険において、 世帯主及びその世帯に属する当該国民健康保険の全ての被保険者に市 町村民税が課されない場合。

特定健診受診率の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H20-24合計
対象者数	9,606	9, 863	10, 204	10, 597	11, 786	52,056
受診者数	4, 240	4, 181	4, 234	4, 382	4, 838	21,875
受診率	44. 1%	42.4%	41.5%	41.4%	41.0%	42.0%
	H25	H26	H27	H28	H29	H25-29合計
対象者数	11, 041	11, 029	10, 906	10, 455	10, 058	53,489
受診者数	4,832	4, 965	4, 754	4, 621	4,620	23,792
受診率	43.8%	45.0%	43.6%	44.2%	45.9%	44.5%

出典:データヘルス計画及び国保データ管理システム

※健診無料化を実施したのは平成25年です。

※減少傾向にあった受診率が、平成25年度を境に概ね上昇しています。